

2020.11.02

ウズベキスタン入国時における検疫措置について（更新）  
（新型コロナウイルス関連）

- ウズベキスタン当局による発表はなされていませんが、11月2日、当館が入手した国別の感染状況評価に関する情報によると、10月29日付けで、日本は「緑色国家」から「黄色国家」へと変更されています。
- 同変更に伴い、日本からウズベキスタンに入国する際は、PCR検査陰性証明書（出発地離陸時刻前72時間以内のもの）が必要となります。
- PCR検査陰性証明書を提示することにより、入国後14日間の隔離措置は免除となります。
- 本件を含め、当地における新型コロナウイルスに関する必要な情報については随時、領事メール及びホームページを通じて情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。

1 最新の国別感染状況評価（10月29日付）は以下のとおりです。

- （1）緑色国家（衛生的で疫学的状況が安定している国、検疫措置不要）  
中国、イエメン、ベトナム、タイ、モンゴル、シンガポール、タジキスタン
- （2）黄色国家（新型コロナウイルス感染者数が減少している国、PCR検査陰性証明書を提示することにより隔離不要）  
日本、韓国、エジプト、パキスタン、アルジェリア、カザフスタン
- （3）赤色国家（新型コロナウイルス感染者数が減少していない国、14日間の隔離措置）  
上記以外の国

2 渡航の際の注意点

- （1）黄色国家や赤色国家で乗り継いでウズベキスタンに入国される方については、乗継地のカテゴリーに応じた検疫措置が適用されます。
- （2）仮に赤色国家で乗り継いだ場合には、入国時にPCR検査陰性証明書を提示しても、14日間の隔離措置が求められることとなりますので、乗継便を利用して当地への渡航を計画中の方は、乗継地の評価についてもよくご確認ください。
- （3）各航空会社が独自にPCR検査陰性証明書の提示等を搭乗条件としているケースもございますので、利用予定の航空会社に対しても必要な措置をよくご確認ください。

3 国別の感染状況評価の更新を含む、当地における新型コロナウイルスに関する必要な情報については、領事メール及びホームページを通じて随時情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。

(何かあった場合の連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city、Yashnabad dist.、Sadyk Azimov str.、1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060、(夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

ホームページ：[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00014.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html)

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311、(内線) 2902、2903